別紙１

○総務省告示第七十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の二十の二第一項の規定に基づき、二六ＧＨｚ帯における第五世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針を次のように定める。

令和八年三月九日

総務大臣　林　芳正

一　本価額競争実施指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

１　特定高周波数無線局　本価額競争実施指針の対象とする特定高周波数無線局をいう。

２　全国特定高周波数無線局　二五・八ＧＨｚを超え二六・二ＧＨｚ以下の周波数を使用する特定高周波数無線局をいう。

３　地域特定高周波数無線局　二六・八ＧＨｚを超え二七・〇ＧＨｚ以下の周波数を使用する特定高周波数無線局をいう。

４　指定済周波数　七七〇ＭＨｚを超え八〇三ＭＨｚ以下、八六〇ＭＨｚを超え八九〇ＭＨｚ以下、九四五ＭＨｚを超え九六〇ＭＨｚ以下、一、四七五・九ＭＨｚを超え一、五一〇・九ＭＨｚ以下、一、八〇五ＭＨｚを超え一、八八〇ＭＨｚ以下、二、一一〇ＭＨｚを超え二、一七〇ＭＨｚ以下、二、三三〇ＭＨｚを超え二、三七〇ＭＨｚ以下、二、五四五ＭＨｚを超え二、五七五ＭＨｚ以下、二、五九五ＭＨｚを超え二、六四五ＭＨｚ以下、三、四〇〇ＭＨｚを超え四

、一〇〇MHz以下、四、五〇〇MHzを超え四、六〇〇MHz以下、四、九〇〇MHzを超え五、〇〇〇MHz以下、二七・〇GHzを超え二八・二GHz以下及び二九・一GHzを超え二九・五GHz以下の周波数をいう。

5　既存全国事業者　本価額競争実施指針の施行の日前に指定済周波数を使用する基地局の免許を受けた者又は指定済周波数のうちいずれかの周波数の指定を受け電波法（以下「法」という。）第二十七条の十四第一項の開設計画の認定を受けた者をいう。

6　子法人等　法人又は団体（以下「法人等」という。）がその議決権の三分の一以上を保有する他の法人等をいう。この場合において、法人等及びその子法人等又は法人等の子法人等がその議決権の三分の一以上を保有する他の法人等は、当該法人等の子法人等とみなす。

7　親法人等　他の法人等を子法人等とする法人等をいう。

8　価額競争　本価額競争実施指針の対象とする価額競争をいう。

9　申請　前号の価額競争に参加しようとする申請をいう。

10　申請者　前号の申請を行う者をいう。

11　申請書　前号の申請者が提出する法第二十七条の二十の三第一項の申請書をいう。

12　認定　本価額競争実施指針に係る法第二十七条の二十の三第七項の認定をいう。

13　認定特定高周波数無線局開設者　前号の認定を受けた者をいう。

14　全国認定特定高周波数無線局開設者　認定特定高周波数無線局開設者のうち二五・八GHzを超え

二六・二GHz以下の周波数の指定を受けた者をいう。

15　地域認定特定高周波数無線局開設者　認定特定高周波数無線局開設者のうち二六・八GHzを超え二七・〇GHz以下の周波数の指定を受けた者をいう。

二　特定高周波数無線局の範囲に関する事項

特定高周波数無線局の範囲は、次項第一号に規定する周波数を使用する基地局及び陸上移動中継局並びにそれらの通信の相手方である陸上移動局とする。

三　周波数割当計画（法第二十六条第一項に規定する周波数割当計画をいう。以下同じ。）に示される割り当てることが可能である周波数のうち特定高周波数無線局に使用させることとする周波数及び当該周波数を使用させることとする区域その他の周波数の使用に関する事項

1　特定高周波数無線局に使用させることとする周波数は、二五・八GHzを超え二六・二GHz以下の周波数及び二六・八GHzを超え二七・〇GHz以下の周波数とする。

2　特定高周波数無線局に前号に規定する周波数を使用させることとする区域は、別表第一に定めるところによる。

3　第一号に規定する周波数のうち特定高周波数無線局以外の無線局が現に使用しているものであって、周波数割当計画において使用の期限が定められている周波数は、二五・八GHzを超え二六・二GHz以下の周波数及び二六・八GHzを超え二七・〇GHz以下の周波数であり、当該期限の満了の日は

、令和十三年五月三十一日である。

四　特定高周波数無線局を開設しようとする者の区分ごとに当該区分に属する者が開設する特定高周波数無線局に使用させることとする周波数の幅の上限は、次の各号に掲げる特定高周波数無線局を開設しようとする者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

１　既存全国事業者　四〇〇㎒幅

２　既存全国事業者以外の者　六〇〇㎒幅

五　保証金に関する事項（注一）

１　法第二十七条の二十の三第四項に基づく価額競争に参加することができる旨の通知を受けた者は、本価額競争実施指針に係る保証金を国に提供しなければならない。

２　前号の保証金は、既存全国事業者にあっては三億九、三〇〇万円、既存全国事業者以外の者にあっては四〇〇円以上五億八、九七五万九、五〇〇円以下の任意の金額を別に通知する期限内に提供することとする。（注二）（注三）

３　前号の規定による提供は、現金を提供する方法のほか、総務大臣の求めに応じて保証金に相当する金額を納付することを保証する書面（次の条件を満たすものに限る。）（以下「保証状」という。）を提供する方法によることができる。

㈠　保証状を発行する時点における金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三

十六項に規定する信用格付業者の付与した同条第三十四項に規定する信用格付がＡ－又はＡ３以上の金融機関が発行したものであること。

㈡　日本国内の支店で発行したものであること。

㈢　保証状に保証金に相当する金額が示されており、当該保証状を発行した金融機関（以下「発行者」という。）は、総務大臣の求めがあった場合に当該金額を直ちに納付するものであること。

㈣　保証期間の終了日が令和八年十二月末日よりも長く、保証債務履行請求期限が保証期間の終了日の翌日から六月以上あること。

㈤　保証は取消しができず無条件であること。

㈥　準拠法は日本法であり、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所としていること。

４　前号の規定により提供された保証金又は提出された保証状は、価額競争における落札者について認定が行われた後、遅滞なく当該保証金を提供し、又は保証状を提出した者に返還される。ただし、第九項第一号に規定する遵守事項に違反したと認められる者その他価額競争の公正を害すべき行為を行ったと認められる者については、当該保証金を返還しないこととし、返還しないこととなった当該保証金は国庫に帰属するものとする。

５　第三号の規定により保証状を提出した者が前号ただし書に規定する者に該当した場合には、発

行者に保証金に相当する金額の納付を求め、納付された当該保証金は国庫に帰属するものとする。

6　保証金を現金により提供した者（第四号ただし書に規定する者を除く。）のうち認定特定高周波数無線局開設者となった者は、提供した当該保証金を第七項第二号に定める認定日の属する会計年度の落札金に充てることができる。この場合において、当該認定特定高周波数無線局開設者に対しては、当該保証金の金額から当該落札金に充てた金額を差し引いて得た金額を返還するものとする。

7　前各号に掲げる事項のほか、保証金の提供及び返還に関する事項については、総務大臣の定めるところによる。

六　価額競争における入札の単位及び最低落札価額に関する事項

1　価額競争における入札の単位（以下「単位」という。）は、二五・八GHzを超え二六・二GHz以下の周波数にあっては全国、二六・八GHzを超え二七・〇GHz以下の周波数にあっては市町村（特別区の存する区域は一の市とみなし、別表第一に掲げる市町村に限る。）とする。

2　価額競争において申し出た金銭の額が一定の額以上であることを落札者の要件とし、当該一定の額（以下「最低落札価額」という。）は、単位ごとに別表第一に定めるところによる。

七　落札金に関する事項

1　認定特定高周波数無線局開設者は、法第二十七条の二十の三第十項の規定に基づき、価額競争による落札金を国に納付しなければならない。

2　前号の規定による納付については、会計年度ごとに一年当たりの落札金の額（認定特定高周波数無線局開設者となった落札者の別表第四の八の規定による落札した各単位の落札金の額を十で除して得た金額を合計した金額をいう。以下同じ。）を別に通知する納付方法により別に通知する期限内に納付することとする。ただし、認定日の属する会計年度の落札金にあっては一年当たりの落札金の額に当該会計年度の日数に占める認定日から起算して当該会計年度の末日までの日数の割合を乗じた金額、認定の有効期間満了日の属する会計年度の落札金にあっては一年当たりの落札金の額に当該会計年度の日数に占める当該会計年度の四月一日から起算して認定の有効期間満了日までの日数の割合を乗じた金額を別に通知する納付方法により別に通知する期限内に納付することとする。

3　前二号に掲げる事項のほか、落札金の納付に関する事項については、国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）に定めるところによるほか、総務大臣の定めるところによる。

八　特定高周波数無線局の開設の期限は、次の各号に掲げる特定高周波数無線局（基地局及び陸上移動中継局に限る。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

１　全国特定高周波数無線局　認定日から起算して三年を経過した日

２　地域特定高周波数無線局　認定日から起算して五年を経過した日

九　価額競争の公正を害すべき行為の防止に関する事項（注四）

１　申請者は、価額競争の公正な実施を図るため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

㈠　申請者は、他の申請者（第十項第二号の規定により一の申請とみなされる申請の申請者を除く。以下この号において同じ。）に対し、希望する周波数、当該周波数を使用する区域、申し出る金額その他価額競争に関する意向について、情報の提供、協議、調整等を行わないこと。

㈡　申請者は、他の申請者以外の者（申請者を除く。）に対し、㈠に掲げる行為を防止するために必要な措置に関する契約を締結せずに希望する周波数、当該周波数を使用する区域、申し出る金額その他価額競争に関する意向について情報の提供を行わないこと。

㈢　申請者は、㈠若しくは㈡に掲げる行為を行った場合又は他の者から㈠若しくは㈡に掲げる行為を行うことを申し出られた場合には、直ちに総務大臣に報告すること。

２　申請者は、価額競争の公正を害すべき行為に関し、総務大臣から必要な書類の提出を求められ、又は総務大臣から必要な事項について説明を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

３　総務大臣は、第十項第四号の規定による通知を行った後、申請者が第一号の規定を遵守しなか

った場合その他価額競争の公正を害すべき行為を行った場合又はそれらが明らかになった場合には、当該通知を取り消すとともに、その申請者に対して第十項第八号の認定を行わないものとする。

十　その他価額競争の実施に必要な事項

1　特定高周波数無線局（基地局及び陸上移動中継局に限る。）は、第三項第一号に規定する周波数を使用する基地局若しくは陸上移動中継局の運用を開始した場合又は既に開設している基地局若しくは陸上移動中継局について当該周波数を使用するための指定の変更を受けた場合に開設されたものとする。

2　地域ごとに連携する複数の者がそれぞれ申請を行う場合には、これらの申請を一の申請とみなして、本価額競争実施指針の規定を適用する。（注五）

3　申請者は、法第二十七条の二十の三第一項、無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第二十五条の八の三第二項及び別表第二に定める事項について記載した申請書を、法第二十七条の二十の三第二項に定める書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

4　本価額競争実施指針に係る価額競争に参加することができる旨の通知は、法第二十七条の二十の三第三項各号並びに第二項から第四項まで及び前号に定める事項に適合し、並びに別表第三に

規定する要件を満たしている申請について行う。

5　前号の適合の審査に当たっては、申請期間内に提出された申請について、前後なく受け付けたものとして扱うものとする。

6　申請者は、第四号の適合の審査に当たり、総務大臣から必要な書類の提出を求められ、又は総務大臣から必要な事項について説明を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

7　第四号の規定により価額競争に参加することができる旨の通知を受けた者は、第五項に定めるところにより、保証金を提供しなければならない。

8　前号の規定により保証金を提供した者が一以上あった場合には、当該提供した者を参加者として、別表第四に定めるところにより価額競争を実施し、価額競争における落札者について、周波数及び周波数の使用区域を指定して、特定高周波数無線局を開設することができる旨の認定をするものとする。

9　前号の規定により認定を受けた認定特定高周波数無線局開設者は、別表第五に定める条件を遵守しなければならない。

10　総務大臣は、別表第五の一４の規定により認定特定高周波数無線局開設者から提出された書類について、認定特定高周波数無線局開設者が本価額競争実施指針に基づき特定高周波数無線局を開設していること及び別表第五に定める条件を遵守していることを確認し、当該書類の概要及び

確認の結果をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

注一　保証金の提供（返還を含む。）の手続に関して発生する費用は、申請者が負担すること。

二　保証金は、百の倍数となる金額を提供すること。

三　提供した保証金の金額は、別表第四の五２の規定により、初回のラウンド（別表第四の一１に定めるラウンドをいう。）における各参加者の保有ポイント数（別表第四の一８に定める保有ポイント数をいう。）の算定に用いられることに留意すること。

四　価額競争の公正を害すべき行為を行った場合には、法第二十七条の二十の四第一項（第四号に係る部分に限る。）に基づく特定高周波数無線局の開設の認定の取消しの対象となり得ること、今後の特定基地局の開設指針において特定基地局の開設計画の審査事項になり得ること、今後の価額競争実施指針において価額競争の参加者の資格の審査事項になり得ること及び法第百九条の五第一項第一号又は第二号のいずれかに該当する場合には同条に規定する罰則の対象となることに留意すること。

五　地域ごとに連携する複数の者は、落札金の額の負担割合を申請書に記載すること。

別表第一　価額競争における入札の単位ごとの最低落札価額

第六項第二号の規定による単位ごとの最低落札価額は、二五・八GHzを超え二六・二GHz以下の周波数に係る単位にあっては三九億三、〇〇〇万円、二六・八GHzを超え二七・〇GHz以下の周波数に係る単位

にあっては次の表のとおりとする。

都道府県	市町村ごとの最低落札価額（単位　千円）
北海道	札幌市　26,000、函館市　3,400、小樽市　1,500、旭川市　4,400、室蘭市　1,100、釧路市　2,200、帯広市　2,200、北見市　1,500、夕張市　98、岩見沢市　1,100、網走市　480、留萌市　270、苫小牧市　2,300、稚内市　450、美唄市　270、芦別市　170、江別市　1,600、赤平市　130、紋別市　280、士別市　240、名寄市　370、三笠市　110、根室市　330、千歳市　1,300、滝川市　530、砂川市　220、歌志内市　40、深川市　270、富良野市　280、登別市　620、恵庭市　940、伊達市　440、北広島市　780、石狩市　760、北斗市　590、石狩郡当別町　210、石狩郡新篠津村　41、松前郡松前町　84、松前郡福島町　51、上磯郡知内町　56、上磯郡木古内町　51、亀田郡七飯町　370、茅部郡鹿部町　50、茅部郡森町　190、二海郡八雲町　210、山越郡長万部町　69、檜山郡江差町　100、檜山郡上ノ国町　58、檜山郡厚沢部町　48、爾志郡乙部町　46、奥尻郡奥尻町　32、瀬棚郡今金町　68、久遠郡せたな町　99、島牧郡島牧村　18、寿都郡寿都町　38、寿都郡黒松内町　37、磯谷郡蘭越町　61、虻田郡ニセコ町　68、虻田郡真狩村　27、虻田郡留寿都村　26、虻田郡喜茂別町　29、虻田郡京極町　39、虻田郡倶知安町　200、岩内郡共和町　77、岩内郡岩内町　160、古宇郡泊村　21、古宇郡神恵内村　12、積丹郡積丹町　25、古平郡古平町　37、余市郡仁木町　43、余市郡余市町　240、余市郡赤井川村　16、空知郡南幌町　98、空知郡奈井江町　69、空知郡上砂川町　38、夕張郡由仁町　65、夕張郡長沼町　140、夕張郡栗山町　150、樺戸郡月形町　50、樺戸郡浦臼町　23、樺戸郡新十津川町　87、雨竜郡妹背牛町　36、雨竜郡秩父別町　31、雨竜郡雨竜町　32、雨竜郡北竜町　23、雨竜郡沼田町　39、上川郡鷹栖町　88、上川郡東神楽町　140、上川郡当麻町　85、上川郡比布町　47、上川

	郡愛別町　35、上川郡上川町　47、上川郡東川町　110、上川郡美瑛町　130、空知郡上富良野町　140、空知郡中富良野町　64、空知郡南富良野町　32、勇払郡占冠村　18、上川郡和寒町　43、上川郡剣淵町　39、上川郡下川町　42、中川郡美深町　56、中川郡音威子府村　9、中川郡中川町　21、雨竜郡幌加内町　18、増毛郡増毛町　52、留萌郡小平町　40、苫前郡苫前町　39、苫前郡羽幌町　88、苫前郡初山別村　14、天塩郡遠別町　34、天塩郡天塩町　40、宗谷郡猿払村　35、枝幸郡浜頓別町　46、枝幸郡中頓別町　22、枝幸郡枝幸町　100、天塩郡豊富町　53、礼文郡礼文町　34、利尻郡利尻町　27、利尻郡利尻富士町　33、天塩郡幌延町　32、網走郡美幌町　250、網走郡津別町　59、斜里郡斜里町　150、斜里郡清里町　52、斜里郡小清水町　62、常呂郡訓子府町　63、常呂郡置戸町　37、常呂郡佐呂間町　65、紋別郡遠軽町　260、紋別郡湧別町　110、紋別郡滝上町　32、紋別郡興部町　49、紋別郡西興部村　14、紋別郡雄武町　56、網走郡大空町　91、虻田郡豊浦町　51、有珠郡壮瞥町　37、白老郡白老町　220、勇払郡厚真町　59、虻田郡洞爺湖町　110、勇払郡安平町　99、勇払郡むかわ町　100、沙流郡日高町　150、沙流郡平取町　64、新冠郡新冠町　71、浦河郡浦河町　160、様似郡様似町　54、幌泉郡えりも町　59、日高郡新ひだか町　290、河東郡音更町　580、河東郡士幌町　78、河東郡上士幌町　64、河東郡鹿追町　71、上川郡新得町　78、上川郡清水町　120、河西郡芽室町　240、河西郡中札内村　52、河西郡更別村　21、広尾郡大樹町　36、広尾郡広尾町　86、中川郡幕別町　350、中川郡池田町　84、中川郡豊頃町　41、中川郡本別町　89、足寄郡足寄町　88、足寄郡陸別町　30、十勝郡浦幌町　59、釧路郡釧路町　260、厚岸郡厚岸町　120、厚岸郡浜中町　74、川上郡標茶町　97、川上郡弟子屈町　93、阿寒郡鶴居村　34、白糠郡白糠町　98、野付郡別海町　190、標津郡中標津町　310、標津郡標津町　67、目梨郡羅臼町　63
青森県	青森市　3,300、弘前市　2,000、八戸市　2,700、黒石市　380、五所川原市　620、十

	和田市　730、三沢市　470、むつ市　650、つがる市　370、平川市　370、東津軽郡平内町　120、東津軽郡今別町　28、東津軽郡蓬田村　31、東津軽郡外ヶ浜町　65、西津軽郡鰺ヶ沢町　110、西津軽郡深浦町　88、中津軽郡西目屋村　15、南津軽郡藤崎町　180、南津軽郡大鰐町　100、南津軽郡田舎館村　88、北津軽郡板柳町　150、北津軽郡鶴田町　150、北津軽郡中泊町　120、上北郡野辺地町　150、上北郡七戸町　180、上北郡六戸町　130、上北郡横浜町　51、上北郡東北町　200、上北郡六ヶ所村　120、上北郡おいらせ町　290、下北郡大間町　57、下北郡東通村　72、下北郡風間浦村　20、下北郡佐井村　22、三戸郡三戸町　110、三戸郡五戸町　190、三戸郡田子町　60、三戸郡南部町　200、三戸郡階上町　160、三戸郡新郷村　26
岩手県	盛岡市　3,900、宮古市　670、大船渡市　460、花巻市　1,200、北上市　1,200、久慈市　440、遠野市　340、一関市　1,500、陸前高田市　240、釜石市　430、二戸市　340、八幡平市　320、奥州市　1,500、滝沢市　740、岩手郡雫石町　210、岩手郡葛巻町　75、岩手郡岩手町　160、紫波郡紫波町　430、紫波郡矢巾町　370、和賀郡西和賀町　68、胆沢郡金ケ崎町　210、西磐井郡平泉町　96、気仙郡住田町　67、上閉伊郡大槌町　150、下閉伊郡山田町　190、下閉伊郡岩泉町　120、下閉伊郡田野畑村　41、下閉伊郡普代村　33、九戸郡軽米町　110、九戸郡野田村　52、九戸郡九戸村　72、九戸郡洋野町　200、二戸郡一戸町　150
宮城県	仙台市　15,000、石巻市　2,000、塩竈市　730、気仙沼市　860、白石市　460、名取市　1,100、角田市　390、多賀城市　880、岩沼市　620、登米市　1,100、栗原市　910、東松島市　550、大崎市　1,800、富谷市　720、刈田郡蔵王町　160、刈田郡七ヶ宿町　18、柴田郡大河原町　330、柴田郡村田町　150、柴田郡柴田町　540、柴田郡川崎町　120、伊具郡丸森町　170、亘理郡亘理町　460、亘理郡山元町　170、宮城郡松島町　190、宮城郡七ヶ浜町　250、宮城郡利府町　490、黒川郡大和町　400、黒川郡大

	郷町　110、黒川郡大衡村　82、加美郡色麻町　94、加美郡加美町　310、遠田郡涌谷町　220、遠田郡美里町　340、牡鹿郡女川町　90、本吉郡南三陸町　170
秋田県	秋田市　3,900、能代市　630、横手市　1,100、大館市　880、男鹿市　320、湯沢市　530、鹿角市　370、由利本荘市　950、潟上市　400、大仙市　990、北秋田市　380、にかほ市　300、仙北市　310、鹿角郡小坂町　61、北秋田郡上小阿仁村　26、山本郡藤里町　37、山本郡三種町　190、山本郡八峰町　84、南秋田郡五城目町　110、南秋田郡八郎潟町　71、南秋田郡井川町　58、南秋田郡大潟村　38、仙北郡美郷町　240、雄勝郡羽後町　180、雄勝郡東成瀬村　34
山形県	山形市　3,400、米沢市　1,100、鶴岡市　1,700、酒田市　1,400、新庄市　470、寒河江市　550、上山市　400、村山市　310、長井市　360、天童市　850、東根市　650、尾花沢市　200、南陽市　410、東村山郡山辺町　190、東村山郡中山町　150、西村山郡河北町　240、西村山郡西川町　68、西村山郡朝日町　87、西村山郡大江町　100、北村山郡大石田町　90、最上郡金山町　69、最上郡最上町　110、最上郡舟形町　68、最上郡真室川町　98、最上郡大蔵村　41、最上郡鮭川村　53、最上郡戸沢村　57、東置賜郡高畠町　310、東置賜郡川西町　200、西置賜郡小国町　97、西置賜郡白鷹町　180、西置賜郡飯豊町　90、東田川郡三川町　100、東田川郡庄内町　270、飽海郡遊佐町　180
福島県	福島市　4,100、会津若松市　1,700、郡山市　4,700、いわき市　4,800、白河市　860、須賀川市　1,100、喜多方市　640、相馬市　500、二本松市　770、田村市　510、南相馬市　850、伊達市　840、本宮市　440、伊達郡桑折町　170、伊達郡国見町　120、伊達郡川俣町　180、安達郡大玉村　130、岩瀬郡鏡石町　180、岩瀬郡天栄村　75、南会津郡下郷町　76、南会津郡檜枝岐村　7、南会津郡只見町　58、南会津郡南会津町　210、耶麻郡北塩原村　37、耶麻郡西会津町　83、耶麻郡磐梯町　48、耶麻郡猪

	苗代町　200、河沼郡会津坂下町　220、河沼郡湯川村　44、河沼郡柳津町　44、大沼郡三島町　21、大沼郡金山町　27、大沼郡昭和村　18、大沼郡会津美里町　270、西白河郡西郷村　300、西白河郡泉崎村　89、西白河郡中島村　70、西白河郡矢吹町　250、東白川郡棚倉町　190、東白川郡矢祭町　78、東白川郡塙町　120、東白川郡鮫川村　44、石川郡石川町　210、石川郡玉川村　92、石川郡平田村　84、石川郡浅川町　87、石川郡古殿町　69、田村郡三春町　250、田村郡小野町　140、双葉郡広野町　78、双葉郡楢葉町　53、双葉郡富岡町　31、双葉郡川内村　29、双葉郡大熊町　12、双葉郡双葉町　4、双葉郡浪江町　28、双葉郡葛尾村　6、相馬郡新地町　110、相馬郡飯舘村　19
茨城県	水戸市　4,600、日立市　3,000、土浦市　1,200、古河市　2,400、石岡市　620、結城市　860、龍ケ崎市　650、下妻市　360、常総市　520、常陸太田市　830、高萩市　470、北茨城市　710、笠間市　1,200、取手市　890、牛久市　720、つくば市　2,100、ひたちなか市　2,700、鹿嶋市　1,100、潮来市　470、守谷市　580、常陸大宮市　670、那珂市　910、筑西市　1,700、坂東市　450、稲敷市　670、かすみがうら市　340、桜川市　670、神栖市　1,600、行方市　550、鉾田市　780、つくばみらい市　430、小美玉市　830、東茨城郡茨城町　540、東茨城郡大洗町　270、東茨城郡城里町　310、那珂郡東海村　650、久慈郡大子町　270、稲敷郡美浦村　120、稲敷郡阿見町　410、稲敷郡河内町　70、結城郡八千代町　180、猿島郡五霞町　140、猿島郡境町　410、北相馬郡利根町　130
栃木県	宇都宮市　8,600、足利市　2,400、栃木市　2,600、佐野市　1,900、鹿沼市　1,600、日光市　1,300、小山市　2,800、真岡市　1,300、大田原市　1,200、矢板市　520、那須塩原市　1,900、さくら市　740、那須烏山市　410、下野市　990、河内郡上三川町　510、芳賀郡益子町　360、芳賀郡茂木町　200、芳賀郡市貝町　190、芳賀郡芳賀町

	250、下都賀郡壬生町　660、下都賀郡野木町　420、塩谷郡塩谷町　170、塩谷郡高根沢町　490、那須郡那須町　400、那須郡那珂川町　250
群馬県	前橋市　5,600、高崎市　6,300、桐生市　1,800、伊勢崎市　3,600、太田市　3,800、沼田市　770、館林市　1,300、渋川市　1,300、藤岡市　1,100、富岡市　800、安中市　930、みどり市　840、北群馬郡榛東村　240、北群馬郡吉岡町　370、多野郡上野村　19、多野郡神流町　28、甘楽郡下仁田町　110、甘楽郡南牧村　27、甘楽郡甘楽町　210、吾妻郡中之条町　260、吾妻郡長野原町　86、吾妻郡嬬恋村　150、吾妻郡草津町　100、吾妻郡高山村　59、吾妻郡東吾妻町　220、利根郡片品村　67、利根郡川場村　59、利根郡昭和村　120、利根郡みなかみ町　290、佐波郡玉村町　610、邑楽郡板倉町　240、邑楽郡明和町　180、邑楽郡千代田町　92、邑楽郡大泉町　710、邑楽郡邑楽町　430
埼玉県	さいたま市　15,000、川越市　2,000、熊谷市　1,100、川口市　6,700、行田市　440、秩父市　670、所沢市　1,900、飯能市　450、加須市　1,300、本庄市　890、東松山市　520、春日部市　2,600、狭山市　840、羽生市　600、鴻巣市　660、深谷市　800、上尾市　1,300、草加市　2,800、越谷市　3,900、蕨市　840、戸田市　1,600、入間市　820、朝霞市　1,600、志木市　420、和光市　950、新座市　1,900、桶川市　420、久喜市　1,700、北本市　370、八潮市　1,100、富士見市　630、三郷市　1,600、蓮田市　690、坂戸市　570、幸手市　560、鶴ヶ島市　400、日高市　310、吉川市　810、ふじみ野市　640、白岡市　590、北足立郡伊奈町　250、入間郡三芳町　220、入間郡毛呂山町　200、入間郡越生町　62、比企郡滑川町　110、比企郡嵐山町　100、比企郡小川町　160、比企郡川島町　110、比企郡吉見町　100、比企郡鳩山町　76、比企郡ときがわ町　59、秩父郡横瀬町　45、秩父郡皆野町　100、秩父郡長瀞町　38、秩父郡小鹿野町　120、秩父郡東秩父村　15、児玉郡美里町　62、児玉郡神川町　150、児玉

	郡上里町　340、大里郡寄居町　180、南埼玉郡宮代町　380、北葛飾郡杉戸町　490、北葛飾郡松伏町　320
千葉県	千葉市　11,000、銚子市　670、市川市　5,700、船橋市　7,400、館山市　520、木更津市　1,600、松戸市　5,700、野田市　1,700、茂原市　990、成田市　1,500、佐倉市　1,900、東金市　670、旭市　730、習志野市　2,000、柏市　4,900、勝浦市　190、市原市　3,100、流山市　2,300、八千代市　2,300、我孫子市　750、鴨川市　370、鎌ケ谷市　1,300、君津市　940、富津市　490、浦安市　2,000、四街道市　1,100、袖ケ浦市　730、八街市　770、印西市　1,200、白井市　710、富里市　570、南房総市　410、匝瑳市　400、香取市　830、山武市　550、いすみ市　410、大網白里市　550、印旛郡酒々井町　240、印旛郡栄町　230、香取郡神崎町　67、香取郡多古町　160、香取郡東庄町　150、山武郡九十九里町　170、山武郡芝山町　80、山武郡横芝光町　250、長生郡一宮町　140、長生郡睦沢町　77、長生郡長生村　160、長生郡白子町　120、長生郡長柄町　77、長生郡長南町　82、夷隅郡大多喜町　100、夷隅郡御宿町　79、安房郡鋸南町　80
東京都	特別区の存する区域　280,000、八王子市　17,000、立川市　5,300、武蔵野市　4,300、三鷹市　5,600、青梅市　3,800、府中市　7,500、昭島市　3,300、調布市　7,000、町田市　12,000、小金井市　3,600、小平市　5,700、日野市　5,500、東村山市　4,400、国分寺市　3,700、国立市　2,200、福生市　1,600、狛江市　2,400、東大和市　2,400、清瀬市　2,200、東久留米市　3,300、武蔵村山市　2,000、多摩市　4,200、稲城市　2,700、羽村市　780、あきる野市　2,300、西東京市　6,000、西多摩郡瑞穂町　460、西多摩郡日の出町　490、西多摩郡檜原村　58、西多摩郡奥多摩町　140、大島町　200、利島村　9、新島村　70、神津島村　53、三宅村　65、御蔵島村　9、八丈町　200、青ヶ島村　5、小笠原村　84

神奈川県	横浜市　48,000、川崎市　20,000、相模原市　9,300、横須賀市　5,000、平塚市　3,300、鎌倉市　2,200、藤沢市　5,600、小田原市　2,400、茅ヶ崎市　3,100、逗子市　730、三浦市　540、秦野市　2,100、厚木市　2,900、大和市　3,100、伊勢原市　1,300、海老名市　1,700、座間市　1,700、南足柄市　520、綾瀬市　1,100、三浦郡葉山町　400、高座郡寒川町　620、中郡大磯町　400、中郡二宮町　350、足柄上郡中井町　120、足柄上郡大井町　220、足柄上郡松田町　140、足柄上郡山北町　120、足柄上郡開成町　230、足柄下郡箱根町　140、足柄下郡真鶴町　86、足柄下郡湯河原町　300、愛甲郡愛川町　510、愛甲郡清川村　39
新潟県	新潟市　11,000、長岡市　3,700、三条市　1,300、柏崎市　1,100、新発田市　1,300、小千谷市　470、加茂市　350、十日町市　690、見附市　540、村上市　790、燕市　1,100、糸魚川市　560、妙高市　420、五泉市　660、上越市　2,600、阿賀野市　560、佐渡市　710、魚沼市　480、南魚沼市　760、胎内市　390、北蒲原郡聖籠町　200、西蒲原郡弥彦村　110、南蒲原郡田上町　150、東蒲原郡阿賀町　140、三島郡出雲崎町　57、南魚沼郡湯沢町　110、中魚沼郡津南町　120、刈羽郡刈羽村　60、岩船郡関川村　71、岩船郡粟島浦村　5
富山県	富山市　6,600、高岡市　2,700、魚津市　650、氷見市　700、滑川市　520、黒部市　630、砺波市　770、小矢部市　460、南砺市　770、射水市　1,500、中新川郡舟橋村　50、中新川郡上市町　310、中新川郡立山町　400、下新川郡入善町　380、下新川郡朝日町　180
石川県	金沢市　6,500、七尾市　700、小松市　1,500、輪島市　340、珠洲市　180、加賀市　880、羽咋市　290、かほく市　490、白山市　1,500、能美市　680、野々市市　800、能美郡川北町　86、河北郡津幡町　520、河北郡内灘町　370、羽咋郡志賀町　260、羽咋郡宝達志水町　170、鹿島郡中能登町　230、鳳珠郡穴水町　110、鳳珠郡能登町　22

	0
福井県	福井市　4,000、敦賀市　980、小浜市　440、大野市　480、勝山市　340、鯖江市　1,000、あわら市　420、越前市　1,200、坂井市　1,400、吉田郡永平寺町　290、今立郡池田町　37、南条郡南越前町　150、丹生郡越前町　310、三方郡美浜町　140、大飯郡高浜町　160、大飯郡おおい町　120、三方上中郡若狭町　210
山梨県	甲府市　2,900、富士吉田市　720、都留市　480、山梨市　510、大月市　350、韮崎市　450、南アルプス市　1,100、北杜市　680、甲斐市　1,200、笛吹市　1,000、上野原市　350、甲州市　450、中央市　480、西八代郡市川三郷町　230、南巨摩郡早川町　17、南巨摩郡身延町　160、南巨摩郡南部町　110、南巨摩郡富士川町　220、中巨摩郡昭和町　320、南都留郡道志村　25、南都留郡西桂町　62、南都留郡忍野村　140、南都留郡山中湖村　80、南都留郡鳴沢村　43、南都留郡富士河口湖町　400、北都留郡小菅村　11、北都留郡丹波山村　8
長野県	長野市　5,400、松本市　3,500、上田市　2,300、岡谷市　700、飯田市　1,400、諏訪市　710、須坂市　720、小諸市　600、伊那市　970、駒ヶ根市　470、中野市　620、大町市　380、飯山市　290、茅野市　410、塩尻市　980、佐久市　720、千曲市　860、東御市　440、安曇野市　1,400、南佐久郡小海町　32、南佐久郡川上村　63、南佐久郡南牧村　24、南佐久郡南相木村　14、南佐久郡北相木村　5、南佐久郡佐久穂町　75、北佐久郡軽井沢町　280、北佐久郡御代田町　230、北佐久郡立科町　48、小県郡青木村　60、小県郡長和町　41、諏訪郡下諏訪町　140、諏訪郡富士見町　210、諏訪郡原村　56、上伊那郡辰野町　270、上伊那郡箕輪町　370、上伊那郡飯島町　130、上伊那郡南箕輪村　230、上伊那郡中川村　68、上伊那郡宮田村　130、下伊那郡松川町　180、下伊那郡高森町　190、下伊那郡阿南町　63、下伊那郡阿智村　89、下伊那郡平谷村　6、下伊那郡根羽村　12、下伊那郡下條村　52、下伊那郡売木村　8、下伊那

	郡天龍村　17、下伊那郡泰阜村　23、下伊那郡喬木村　87、下伊那郡豊丘村　94、下伊那郡大鹿村　15、木曽郡上松町　60、木曽郡南木曽町　57、木曽郡木祖村　39、木曽郡王滝村　10、木曽郡大桑村　50、木曽郡木曽町　150、東筑摩郡麻績村　38、東筑摩郡生坂村　24、東筑摩郡山形村　120、東筑摩郡朝日村　63、東筑摩郡筑北村　61、北安曇郡池田町　140、北安曇郡松川村　140、北安曇郡白馬村　130、北安曇郡小谷村　39、埴科郡坂城町　200、上高井郡小布施町　160、上高井郡高山村　97、下高井郡山ノ内町　170、下高井郡木島平村　64、下高井郡野沢温泉村　48、上水内郡信濃町　110、上水内郡小川村　32、上水内郡飯綱町　150、下水内郡栄村　24
岐阜県	岐阜市　5,600、大垣市　2,200、高山市　1,200、多治見市　1,500、関市　1,200、中津川市　1,100、美濃市　270、瑞浪市　520、羽島市　920、恵那市　670、美濃加茂市　790、土岐市　770、各務原市　2,000、可児市　1,400、山県市　350、瑞穂市　790、飛騨市　310、本巣市　460、郡上市　540、下呂市　420、海津市　460、羽島郡岐南町　360、羽島郡笠松町　310、養老郡養老町　380、不破郡垂井町　370、不破郡関ケ原町　92、安八郡神戸町　260、安八郡輪之内町　130、安八郡安八町　200、揖斐郡揖斐川町　270、揖斐郡大野町　310、揖斐郡池田町　330、本巣郡北方町　250、加茂郡坂祝町　110、加茂郡富加町　79、加茂郡川辺町　140、加茂郡七宗町　47、加茂郡八百津町　140、加茂郡白川町　100、加茂郡東白川村　28、可児郡御嵩町　240、大野郡白川村　21
静岡県	静岡市　12,000、浜松市　13,000、沼津市　3,200、熱海市　580、三島市　1,800、富士宮市　2,200、伊東市　1,100、島田市　1,600、富士市　4,100、磐田市　2,800、焼津市　1,200、掛川市　970、藤枝市　2,400、御殿場市　1,500、袋井市　1,500、下田市　340、裾野市　860、湖西市　980、伊豆市　480、御前崎市　260、菊川市　400、伊豆の国市　790、牧之原市　370、賀茂郡東伊豆町　190、賀茂郡河津町　120、賀茂

	郡南伊豆町　130、賀茂郡松崎町　100、賀茂郡西伊豆町　120、田方郡函南町　620、駿東郡清水町　540、駿東郡長泉町　730、駿東郡小山町　310、榛原郡吉田町　240、榛原郡川根本町　100、周智郡森町　290
愛知県	名古屋市　45,000、豊橋市　7,100、岡崎市　7,400、一宮市　7,300、瀬戸市　2,500、半田市　2,300、春日井市　5,900、豊川市　3,500、津島市　1,200、碧南市　1,400、刈谷市　2,900、豊田市　8,100、安城市　3,600、西尾市　3,200、蒲郡市　1,500、犬山市　1,400、常滑市　1,100、江南市　1,900、小牧市　2,900、稲沢市　2,600、新城市　850、東海市　2,200、大府市　1,800、知多市　1,600、知立市　1,400、尾張旭市　1,600、高浜市　880、岩倉市　920、豊明市　1,300、日進市　1,800、田原市　1,100、愛西市　1,200、清須市　1,300、北名古屋市　1,700、弥富市　830、みよし市　1,200、あま市　1,700、長久手市　1,200、愛知郡東郷町　840、西春日井郡豊山町　300、丹羽郡大口町　470、丹羽郡扶桑町　650、海部郡大治町　620、海部郡蟹江町　720、海部郡飛島村　88、知多郡阿久比町　540、知多郡東浦町　950、知多郡南知多町　320、知多郡美浜町　430、知多郡武豊町　830、額田郡幸田町　810、北設楽郡設楽町　85、北設楽郡東栄町　56、北設楽郡豊根村　20
三重県	津市　4,400、四日市市　4,900、伊勢市　2,000、松阪市　2,600、桑名市　2,200、鈴鹿市　3,200、名張市　1,200、尾鷲市　260、亀山市　800、鳥羽市　280、熊野市　260、いなべ市　720、志摩市　740、伊賀市　1,400、桑名郡木曽岬町　97、員弁郡東員町　420、三重郡菰野町　650、三重郡朝日町　180、三重郡川越町　240、多気郡多気町　230、多気郡明和町　360、多気郡大台町　140、度会郡玉城町　240、度会郡度会町　130、度会郡大紀町　130、度会郡南伊勢町　180、北牟婁郡紀北町　240、南牟婁郡御浜町　130、南牟婁郡紀宝町　170

滋賀県	大津市　5,700、彦根市　1,900、長浜市　1,900、近江八幡市　1,300、草津市　2,400、守山市　1,400、栗東市　1,100、甲賀市　1,500、野洲市　840、湖南市　910、高島市　770、東近江市　1,900、米原市　620、蒲生郡日野町　350、蒲生郡竜王町　200、愛知郡愛荘町　350、犬上郡豊郷町　120、犬上郡甲良町　110、犬上郡多賀町　120
京都府	京都市　21,000、福知山市　1,100、舞鶴市　1,200、綾部市　460、宇治市　2,600、宮津市　240、亀岡市　1,200、城陽市　1,100、向日市　820、長岡京市　1,200、八幡市　1,000、京田辺市　1,100、京丹後市　740、南丹市　460、木津川市　1,100、乙訓郡大山崎町　230、久世郡久御山町　220、綴喜郡井手町　110、綴喜郡宇治田原町　130、相楽郡笠置町　17、相楽郡和束町　50、相楽郡精華町　520、相楽郡南山城村　35、船井郡京丹波町　190、与謝郡伊根町　28、与謝郡与謝野町　290
大阪府	大阪市　45,000、堺市　14,000、岸和田市　3,100、豊中市　6,600、池田市　1,700、吹田市　6,300、泉大津市　1,200、高槻市　5,800、貝塚市　1,400、守口市　2,300、枚方市　6,500、茨木市　4,700、八尾市　4,300、泉佐野市　1,600、富田林市　1,800、寝屋川市　3,800、河内長野市　1,700、松原市　1,900、大東市　2,000、和泉市　3,000、箕面市　2,200、柏原市　1,100、羽曳野市　1,800、門真市　2,000、摂津市　1,400、高石市　910、藤井寺市　1,000、東大阪市　8,100、泉南市　980、四條畷市　900、交野市　1,200、大阪狭山市　960、阪南市　840、三島郡島本町　510、豊能郡豊能町　300、豊能郡能勢町　150、泉北郡忠岡町　270、泉南郡熊取町　720、泉南郡田尻町　140、泉南郡岬町　240、南河内郡太子町　210、南河内郡河南町　260、南河内郡千早赤阪村　80
兵庫県	神戸市　22,000、姫路市　7,600、尼崎市　6,600、明石市　4,400、西宮市　7,000、洲本市　590、芦屋市　1,400、伊丹市　2,900、相生市　410、豊岡市　1,100、加古川市　3,800、赤穂市　660、西脇市　560、宝塚市　3,300、三木市　1,100、高砂市　1,

	300、川西市　2,200、小野市　690、三田市　1,600、加西市　620、丹波篠山市　570、養父市　320、丹波市　890、南あわじ市　640、朝来市　420、淡路市　600、宍粟市　500、加東市　590、たつの市　1,100、川辺郡猪名川町　430、多可郡多可町　280、加古郡稲美町　440、加古郡播磨町　480、神崎郡市川町　160、神崎郡福崎町　280、神崎郡神河町　150、揖保郡太子町　480、赤穂郡上郡町　200、佐用郡佐用町　230、美方郡香美町　230、美方郡新温泉町　190
奈良県	奈良市　3,500、大和高田市　610、大和郡山市　830、天理市　630、橿原市　1,200、桜井市　550、五條市　280、御所市　240、生駒市　1,200、香芝市　780、葛城市　370、宇陀市　280、山辺郡山添村　32、生駒郡平群町　180、生駒郡三郷町　230、生駒郡斑鳩町　270、生駒郡安堵町　72、磯城郡川西町　81、磯城郡三宅町　64、磯城郡田原本町　310、宇陀郡曽爾村　13、宇陀郡御杖村　15、高市郡高取町　67、高市郡明日香村　51、北葛城郡上牧町　220、北葛城郡王寺町　240、北葛城郡広陵町　340、北葛城郡河合町　170、吉野郡吉野町　62、吉野郡大淀町　170、吉野郡下市町　50、吉野郡黒滝村　6、吉野郡天川村　12、吉野郡野迫川村　4、吉野郡十津川村　30、吉野郡下北山村　7、吉野郡上北山村　4、吉野郡川上村　11、吉野郡東吉野村　15
和歌山県	和歌山市　5,200、海南市　700、橋本市　880、有田市　390、御坊市　340、田辺市　1,000、新宮市　400、紀の川市　860、岩出市　780、海草郡紀美野町　120、伊都郡かつらぎ町　230、伊都郡九度山町　56、伊都郡高野町　43、有田郡湯浅町　160、有田郡広川町　99、有田郡有田川町　370、日高郡美浜町　100、日高郡日高町　110、日高郡由良町　78、日高郡印南町　110、日高郡みなべ町　170、日高郡日高川町　130、西牟婁郡白浜町　290、西牟婁郡上富田町　220、西牟婁郡すさみ町　54、東牟婁郡那智勝浦町　210、東牟婁郡太地町　41、東牟婁郡古座川町　36、東牟婁郡北山村　6、東牟婁郡串本町　220

鳥取県	鳥取市　2,200、米子市　1,700、倉吉市　540、境港市　380、岩美郡岩美町　130、八頭郡若桜町　33、八頭郡智頭町　75、八頭郡八頭町　180、東伯郡三朝町　70、東伯郡湯梨浜町　190、東伯郡琴浦町　190、東伯郡北栄町　170、西伯郡日吉津村　41、西伯郡大山町　180、西伯郡南部町　120、西伯郡伯耆町　120、日野郡日南町　49、日野郡日野町　34、日野郡江府町　31
島根県	松江市　2,800、浜田市　750、出雲市　2,400、益田市　620、大田市　450、安来市　510、江津市　320、雲南市　500、仁多郡奥出雲町　160、飯石郡飯南町　63、邑智郡川本町　45、邑智郡美郷町　60、邑智郡邑南町　140、鹿足郡津和野町　95、鹿足郡吉賀町　84、隠岐郡海士町　31、隠岐郡西ノ島町　38、隠岐郡知夫村　9、隠岐郡隠岐の島町　180
岡山県	岡山市　9,500、倉敷市　6,200、津山市　1,300、玉野市　740、笠岡市　600、井原市　500、総社市　900、高梁市　380、新見市　370、備前市　420、瀬戸内市　470、赤磐市　560、真庭市　560、美作市　340、浅口市　430、和気郡和気町　180、都窪郡早島町　160、浅口郡里庄町　140、小田郡矢掛町　180、真庭郡新庄村　11、苫田郡鏡野町　160、勝田郡勝央町　140、勝田郡奈義町　73、英田郡西粟倉村　18、久米郡久米南町　59、久米郡美咲町　170、加賀郡吉備中央町　140
広島県	広島市　18,000、呉市　3,200、竹原市　360、三原市　1,400、尾道市　2,000、福山市　6,900、府中市　560、三次市　760、庄原市　500、大竹市　390、東広島市　2,900、廿日市市　1,700、安芸高田市　400、江田島市　330、安芸郡府中町　770、安芸郡海田町　440、安芸郡熊野町　340、安芸郡坂町　190、山県郡安芸太田町　86、山県郡北広島町　270、豊田郡大崎上島町　110、世羅郡世羅町　230、神石郡神石高原町　120

山口県	下関市　4,000、宇部市　2,600、山口市　3,100、萩市　700、防府市　1,800、下松市　880、岩国市　2,000、光市　790、長門市　510、柳井市　490、美祢市　370、周南市　2,200、山陽小野田市　950、大島郡周防大島町　230、玖珂郡和木町　95、熊毛郡上関町　37、熊毛郡田布施町　230、熊毛郡平生町　190、阿武郡阿武町　48
徳島県	徳島市　3,800、鳴門市　830、小松島市　550、阿南市　1,100、吉野川市　590、阿波市　530、美馬市　430、三好市　360、勝浦郡勝浦町　74、勝浦郡上勝町　21、名東郡佐那河内村　31、名西郡石井町　380、名西郡神山町　71、那賀郡那賀町　110、海部郡牟岐町　57、海部郡美波町　95、海部郡海陽町　130、板野郡松茂町　220、板野郡北島町　350、板野郡藍住町　540、板野郡板野町　200、板野郡上板町　170、美馬郡つるぎ町　120、三好郡東みよし町　210
香川県	高松市　5,900、丸亀市　1,500、坂出市　710、善通寺市　440、観音寺市　810、さぬき市　660、東かがわ市　400、三豊市　870、小豆郡土庄町　180、小豆郡小豆島町　190、木田郡三木町　380、香川郡直島町　44、綾歌郡宇多津町　260、綾歌郡綾川町　320、仲多度郡琴平町　120、仲多度郡多度津町　310、仲多度郡まんのう町　240
愛媛県	松山市　6,600、今治市　2,000、宇和島市　910、八幡浜市　410、新居浜市　1,500、西条市　1,400、大洲市　520、伊予市　450、四国中央市　1,100、西予市　460、東温市　440、越智郡上島町　84、上浮穴郡久万高原町　96、伊予郡松前町　380、伊予郡砥部町　260、喜多郡内子町　200、西宇和郡伊方町　110、北宇和郡松野町　47、北宇和郡鬼北町　130、南宇和郡愛南町　250
高知県	高知市　3,800、室戸市　140、安芸市　190、南国市　550、土佐市　300、須崎市　240、宿毛市　220、土佐清水市　140、四万十市　380、香南市　380、香美市　310、安芸郡東洋町　26、安芸郡奈半利町　35、安芸郡田野町　29、安芸郡安田町　28、安芸郡北川村　13、安芸郡馬路村　9、安芸郡芸西村　43、長岡郡本山町　38、長岡郡大豊

	町　38、土佐郡土佐町　44、土佐郡大川村　4、吾川郡いの町　250、吾川郡仁淀川町　56、高岡郡中土佐町　70、高岡郡佐川町　140、高岡郡越知町　61、高岡郡檮原町　39、高岡郡日高村　56、高岡郡津野町　62、高岡郡四万十町　180、幡多郡大月町　52、幡多郡三原村　17、幡多郡黒潮町　120
福岡県	北九州市　12,000、福岡市　21,000、大牟田市　1,500、久留米市　4,000、直方市　740、飯塚市　1,700、田川市　610、柳川市　850、八女市　800、筑後市　640、大川市　440、行橋市　940、豊前市　320、中間市　530、小郡市　780、筑紫野市　1,400、春日市　1,500、大野城市　1,300、宗像市　1,300、太宰府市　970、古賀市　780、福津市　880、うきは市　370、宮若市　350、嘉麻市　470、朝倉市　660、みやま市　470、糸島市　1,300、那珂川市　660、糟屋郡宇美町　500、糟屋郡篠栗町　410、糟屋郡志免町　610、糟屋郡須恵町　380、糟屋郡新宮町　430、糟屋郡久山町　120、糟屋郡粕屋町　640、遠賀郡芦屋町　180、遠賀郡水巻町　370、遠賀郡岡垣町　410、遠賀郡遠賀町　250、鞍手郡小竹町　94、鞍手郡鞍手町　200、嘉穂郡桂川町　170、朝倉郡筑前町　390、朝倉郡東峰村　25、三井郡大刀洗町　200、三潴郡大木町　180、八女郡広川町　260、田川郡香春町　130、田川郡添田町　120、田川郡糸田町　110、田川郡川崎町　200、田川郡大任町　66、田川郡赤村　37、田川郡福智町　280、京都郡苅田町　500、京都郡みやこ町　250、築上郡吉富町　86、築上郡上毛町　96、築上郡築上町　230
佐賀県	佐賀市　3,000、唐津市　1,500、鳥栖市　970、多久市　240、伊万里市　690、武雄市　620、鹿島市　360、小城市　570、嬉野市　340、神埼市　400、神埼郡吉野ヶ里町　210、三養基郡基山町　220、三養基郡上峰町　120、三養基郡みやき町　330、東松浦郡玄海町　73、西松浦郡有田町　250、杵島郡大町町　82、杵島郡江北町　120、杵島郡白石町　290、藤津郡太良町　110

長崎県	長崎市　4,900、佐世保市　2,900、島原市　520、諫早市　1,600、大村市　1,100、平戸市　350、松浦市　250、対馬市　340、壱岐市　300、五島市　410、西海市　310、雲仙市　490、南島原市　500、西彼杵郡長与町　490、西彼杵郡時津町　350、東彼杵郡東彼杵町　92、東彼杵郡川棚町　160、東彼杵郡波佐見町　170、北松浦郡小値賀町　27、北松浦郡佐々町　170、南松浦郡新上五島町　210
熊本県	熊本市　9,400、八代市　1,600、人吉市　390、荒尾市　640、水俣市　300、玉名市　820、山鹿市　620、菊池市　590、宇土市　460、上天草市　310、宇城市　720、阿蘇市　320、天草市　960、合志市　780、下益城郡美里町　120、玉名郡玉東町　64、玉名郡南関町　110、玉名郡長洲町　190、玉名郡和水町　120、菊池郡大津町　450、菊池郡菊陽町　550、阿蘇郡南小国町　48、阿蘇郡小国町　84、阿蘇郡産山村　18、阿蘇郡高森町　73、阿蘇郡西原村　81、阿蘇郡南阿蘇村　120、上益城郡御船町　210、上益城郡嘉島町　120、上益城郡益城町　410、上益城郡甲佐町　130、上益城郡山都町　170、八代郡氷川町　140、葦北郡芦北町　200、葦北郡津奈木町　54、球磨郡錦町　130、球磨郡多良木町　120、球磨郡湯前町　46、球磨郡水上村　26、球磨郡相良村　52、球磨郡五木村　12、球磨郡山江村　41、球磨郡球磨村　31、球磨郡あさぎり町　190、天草郡苓北町　90
大分県	大分市　7,000、別府市　1,700、中津市　1,200、日田市　920、佐伯市　980、臼杵市　530、津久見市　240、竹田市　300、豊後高田市　320、杵築市　410、宇佐市　770、豊後大野市　490、由布市　480、国東市　380、東国東郡姫島村　25、速見郡日出町　410、玖珠郡九重町　130、玖珠郡玖珠町　210
宮崎県	宮崎市　4,700、都城市　1,900、延岡市　1,400、日南市　600、小林市　520、日向市　700、串間市　200、西都市　340、えびの市　210、北諸県郡三股町　300、西諸県郡高原町　100、東諸県郡国富町　220、東諸県郡綾町　82、児湯郡高鍋町　240、児湯郡

	新富町　200、児湯郡西米良村　12、児湯郡木城町　58、児湯郡川南町　180、児湯郡都農町　120、東臼杵郡門川町　210、東臼杵郡諸塚村　18、東臼杵郡椎葉村　30、東臼杵郡美郷町　57、西臼杵郡高千穂町　140、西臼杵郡日之影町　43、西臼杵郡五ヶ瀬町　41
鹿児島県	鹿児島市　7,600、鹿屋市　1,300、枕崎市　260、阿久根市　250、出水市　660、指宿市　500、西之表市　190、垂水市　180、薩摩川内市　1,200、日置市　600、曽於市　430、霧島市　1,600、いちき串木野市　350、南さつま市　420、志布志市　370、奄美市　530、南九州市　420、伊佐市　310、姶良市　980、鹿児島郡三島村　5、鹿児島郡十島村　9、薩摩郡さつま町　260、出水郡長島町　120、姶良郡湧水町　120、曽於郡大崎町　160、肝属郡東串良町　80、肝属郡錦江町　89、肝属郡南大隅町　83、肝属郡肝付町　180、熊毛郡中種子町　96、熊毛郡南種子町　70、熊毛郡屋久島町　150、大島郡大和村　17、大島郡宇検村　21、大島郡瀬戸内町　110、大島郡龍郷町　74、大島郡喜界町　85、大島郡徳之島町　130、大島郡天城町　71、大島郡伊仙町　78、大島郡和泊町　80、大島郡知名町　74、大島郡与論町　65
沖縄県	那覇市　3,200、宜野湾市　1,000、石垣市　490、浦添市　1,200、名護市　650、糸満市　620、沖縄市　1,500、豊見城市　660、うるま市　1,300、宮古島市　540、南城市　450、国頭郡国頭村　46、国頭郡大宜味村　32、国頭郡東村　16、国頭郡今帰仁村　91、国頭郡本部町　130、国頭郡恩納村　110、国頭郡宜野座村　60、国頭郡金武町　110、国頭郡伊江村　42、中頭郡読谷村　420、中頭郡嘉手納町　140、中頭郡北谷町　290、中頭郡北中城村　180、中頭郡中城村　230、中頭郡西原町　360、島尻郡与那原町　200、島尻郡南風原町　410、島尻郡渡嘉敷村　7、島尻郡座間味村　9、島尻郡粟国村　7、島尻郡渡名喜村　4、島尻郡南大東村　13、島尻郡北大東村　6、島尻郡伊平屋村　11、島尻郡伊是名村　13、島尻郡久米島町　73、島尻郡八重瀬町　320、宮古郡多

別表第二　申請書に記載すべき事項

一　申請者に関する事項

1　申請者が法人等である場合は、次に掲げる事項

㈠　申請者の役員（組合その他これに準ずる事業体にあっては、役員に相当する者を含む。以下同じ。）の氏名、生年月日及び国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。）並びに当該役員が他の法人等の役員又は職員である場合は当該法人等の名称

㈡　申請者の議決権の二十分の一以上を保有する者の名称又は氏名、その設立に当たって準拠した法令を制定した国若しくは地域（以下「設立準拠法国等」という。）又は国籍等及びその保有割合

㈢　別表第三の三2㈠から㈥までに掲げる者の名称

㈣　申請者の設立準拠法国等

㈤　外国の法人等にあっては、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所

2　申請者が法人等以外の者である場合は、次に掲げる事項

㈠　法人等に所属する場合にあっては、所属する法人等の名称

㈡　申請者の国籍等

㈢　外国に住所を有する法人等以外の者にあっては、国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所

3　別表第三の二から五までの要件を満たすことを示す旨

4　第九項第一号の規定を遵守していること及び当該規定を遵守することを示す旨

5　第九項第一号㈡に規定する契約を締結した者がいる場合にあっては、当該者の氏名又は名称及び住所並びに当該者が法人等である場合にあってはその代表者の氏名

二　次に掲げる事項に関する計画及びその根拠

1　特定高周波数無線局の運用に必要な電気通信設備の調達及び工事並びにそれらを着実に実施するための対策（注一）

2　特定高周波数無線局の運用に必要な電気通信設備の運用及び保守管理のために必要な技術要員、電気通信主任技術者（電気通信事業を行う計画がある場合に限る。）並びに無線従事者の確保並びにそれを着実に実施するための対策（注二）

3　特定高周波数無線局の運用に必要な電気通信設備の安全・信頼性その他特定高周波数無線局の適正かつ安定的な運用を確保するための対策（天災その他の災害及び事故の発生時における電気

通信設備の障害及び通信のふくそうを防止し、又は最小限に抑えるための措置を含む。）（注一）

4　法令遵守のための対策（5及び6の対策を除く。）及び当該対策を実施するための体制の整備（注三）

5　電気通信事業を行う計画がある場合にあっては、個人情報保護のための対策及び当該対策を実施するための体制の整備（注四）（注五）

6　電気通信事業を行う計画がある場合にあっては、電気通信事業の利用者の利益の保護のための対策及び当該対策を実施するための体制の整備（注六）

7　全国特定高周波数無線局を開設しようとする者にあっては次の㈠及び㈡に掲げる無線局その他既設の無線局（予備免許を受けているものを含む。）、地域認定特定高周波数無線局を開設しようとする者にあっては次の㈠から㈤までに掲げる無線局その他既設の無線局（予備免許を受けているものを含む。）並びに法第五十六条第一項の規定に基づき指定を受けている受信設備及び次の㈥に掲げる受信設備（以下「既設の無線局等」と総称する。）の運用並びに電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するための対策及び当該対策を実施するための体制の整備（注七）（注八）

㈠　二五・二五GHzを超え二七・〇GHz以下の周波数を使用する固定無線アクセスシステムの無線局

㈡　二五・二五GHzを超え二七・五GHz以下の周波数を使用して衛星間業務を行う人工衛星局

㈢　二七・〇GHzを超え三一・〇GHz以下の周波数を使用して固定衛星業務又は移動衛星業務を行う人工衛星局

㈣　他の地域認定特定高周波数無線局開設者が開設する二六・八GHzを超え二七・〇GHz以下の周波数を使用する第五世代移動通信システムの無線局

㈤　二七・〇GHzを超え二八・二GHz以下の周波数を使用する第五世代移動通信システムの無線局

㈥　地球探査衛星業務又は宇宙研究業務を行う人工衛星局又は地球局と一体として運用される二五・五GHzを超え二七・〇GHz以下の周波数の電波を受信する受信設備

注一　情報通信ネットワーク安全・信頼性基準（昭和六十二年郵政省告示第七十三号）並びに「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和七年度版）」（令和七年六月二十七日サイバーセキュリティ戦略本部決定）及び「ＩＴ調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成三十年十二月十日関係省庁申合せ）に留意すること。

二　電気通信主任技術者及び無線従事者について、特定高周波数無線局の運用に必要な電気通信設備の操作に必要な有資格者を確保していること又は確保する見込みが十分であること。

三　法令遵守に係る内部規程がある場合は、添付すること。

四　電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン（令和四年個人情報保護委員会

・総務省告示第四号）に留意すること。

五　個人情報保護に係る内部規程がある場合は、添付すること。

六　電気通信事業の利用者の利益の保護に係る内部規程がある場合は、添付すること。

七　既設の無線局等の運用及び電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するため、当該妨害の防止に係る対応を行う問合せ先の周知及び特定高周波数無線局（基地局及び陸上移動中継局に限る。注八において同じ。）の開設前に当該開設に係る情報交換若しくは協議の実施又は当該妨害を防止するための特定高周波数無線局の開設における無線設備へのフィルタの追加若しくは特定高周波数無線局の設置場所及び無線設備の空中線の指向方向の調整の実施による干渉の改善等の措置を行うことを含む。

八　㈣及び㈤に掲げる無線局の運用を阻害する混信その他の妨害を防止するための対策については、特定高周波数無線局（基地局及び陸上移動中継局に限る。）及びその通信の相手方である陸上移動局の送信を開始する時刻及び任意の一〇ミリ秒における送信時間の調整等同期をとるための具体的な措置に関する事項その他の他の免許人の無線局の運用を阻害する混信その他の妨害の防止に係る必要な対策を含む。

別表第三　参加者の資格の審査事項

一　申請者が次に掲げる要件を満たしていること。

１　法第五条第三項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。

２　第九項第一号の規定を遵守していること及び当該規定を遵守することを示していること。

二　申請者（法人等に限る。）の役員が他の申請者（法人等以外の者に限る。）ではないこと。

三　申請者（全国特定高周波数無線局を開設しようとする法人等に限る。以下この三において同じ。）が次に掲げる要件を満たしていること。

１　申請者の役員が他の申請者に所属していないこと。

２　次に掲げる者（申請者と地域ごとに連携する者を除く。）が、全国特定高周波数無線局を開設しようとする申請を行っていないこと。

㈠　申請者の子法人等、親法人等又は親法人等の子法人等（申請者を除く。）

㈡　他の法人等の議決権の総数に対する申請者又は㈠に掲げる者が保有している議決権の数の合計の割合が五分の一を超え三分の一未満である場合であって、次の⑴及び⑵に掲げる場合における当該⑴及び⑵に定める者

⑴　当該議決権の数の合計の割合の順位が単独で第一位である場合　当該他の法人等又はその子法人等

⑵　当該他の法人等又はその子法人等との間において次に規定する通信を行う場合　当該通信に係る当該法人等又はその子法人等

ア　申請者の陸上移動局が当該他の法人等又はその子法人等の指定済周波数を使用する基地局又は陸上移動中継局を通信の相手方とする通信

イ　申請者の特定高周波数無線局（基地局及び陸上移動中継局に限る。）又は指定済周波数を使用する基地局若しくは陸上移動中継局が当該他の法人等又はその子法人等の陸上移動局を通信の相手方とする通信

ウ　申請者の特定高周波数無線局（基地局及び陸上移動中継局に限る。）又は指定済周波数を使用する基地局若しくは陸上移動中継局が当該他の法人等又はその子法人等の陸上移動局の無線設備と同一の筐体に収められている無線設備を使用する当該申請者の陸上移動局を通信の相手方とする通信

㈢　申請者又は申請者の親法人等の議決権の総数に対する他の法人等又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等（当該法人等を除く。）が保有している議決権の数の合計の割合が五分の一を超え三分の一未満である場合であって、次の⑴及び⑵に掲げる場合における当該⑴及び⑵に定める者

⑴　当該議決権の数の合計の割合の順位が単独で第一位である場合　当該他の法人等又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等（当該法人等を除く。）

⑵　当該他の法人等又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等（当該法人等

を除く。）との間において次に規定する通信を行う場合　当該通信に係る当該他の法人等又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等（当該法人等を除く。）

ア　申請者の陸上移動局が当該他の法人等又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等（当該法人等を除く。）の指定済周波数を使用する基地局又は陸上移動中継局を通信の相手方とする通信

イ　申請者の特定高周波数無線局（基地局及び陸上移動中継局に限る。）又は指定済周波数を使用する基地局若しくは陸上移動中継局が当該他の法人等又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等（当該法人等を除く。）の陸上移動局を通信の相手方とする通信

ウ　申請者の特定高周波数無線局（基地局及び陸上移動中継局に限る。）又は指定済周波数を使用する基地局若しくは陸上移動中継局が当該他の法人等又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等（当該法人等を除く。）の陸上移動局の無線設備と同一の筐体に収められている無線設備を使用する当該申請者の陸上移動局を通信の相手方とする通信

㈣　申請者の代表権を有する役員が他の法人等の代表権を有する役員の地位を兼ねている場合における当該法人等

㈤　申請者の役員の地位を兼ねる他の法人等の役員又は職員の数が、申請者の役員の総数の二分の一を超える場合における当該法人等

㈥　他の法人等の役員の地位を兼ねる申請者の役員又は職員の数が、当該法人等の役員の総数の二分の一を超える場合における当該法人等

四　申請者（地域特定高周波数無線局を開設しようとする法人等に限る。）が既存全国事業者ではないこと。

五　申請者（法人等以外の者に限る。）が次に掲げる要件を満たしていること。

１　他の申請者（法人等に限る。）の役員ではないこと。

２　総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第五十八号から第七十三号及び第九十六号に掲げる事務その他当該事務に準じる事務を行う総務省の職員ではないこと。

六　申請者が別表第二の二１から７までに掲げる事項について適切な計画を有し、その根拠から当該計画を確実に実施するに足りる能力を有することが認められ、当該事項が適切に講じられる見込みがあること。

別表第四　価額競争の実施に関する事項

一　この表において、次の１から８までに掲げる用語の意義は、それぞれ当該１から８までに定めるところによる。

１　ラウンド　入札の受付の開始から終了までの期間をいう。

２　開始価額　参加者がラウンド中に申し出ることができる金額の下限をいう。

３　提示価額　参加者がラウンド中に申し出ることができる金額の上限をいう。

４　退出入札　二回目以降の各ラウンドにおいて提出される入札であって前ラウンドの参加者自身の特定入札（六３に規定する特定入札をいう。以下同じ。）が対象とした単位に対して開始価額以上提示価額未満の金額（開始価額と提示価額が同一の金額である場合には当該金額）を申し出るものであり、かつ、申し出る金額を超える金額において落札を希望しない意思を示すものをいう。

５　継続入札　二回目以降の各ラウンドにおいて提出される入札であって前ラウンドの参加者自身の特定入札が対象とした単位に対して提示価額の金額を申し出るもの（退出入札を除く。）をいう。

６　新規継続入札　提示価額の金額を申し出る入札（継続入札及び退出入札を除く。）をいう。

７　単位ポイント数　単位ごとに定められたポイント数をいう。

８　保有ポイント数　参加者が保有するポイント数をいう。

二　ラウンドに関する事項

１　総務大臣は、価額競争を実施する場合、初回のラウンドを設ける。

２　総務大臣は、各ラウンドにおいて、いずれかの単位で特定入札が二以上ある場合に限り、次のラウンドを設け、それ以外の場合には次のラウンドを設けないものとする。

３　各ラウンドの開始及び終了は、総務大臣が別に定めるところによる。

三　開始価額及び提示価額に関する事項

１　総務大臣は、参加者に対し、ラウンドの開始前に各単位の開始価額及び提示価額を開示する。

２　初回のラウンドの各単位の開始価額は、各単位の最低落札価額とし、二回目以降の各ラウンドの各単位の開始価額は、次の㈠及び㈡に掲げる単位の区分に応じ、それぞれ当該㈠及び㈡に定める金額とする。

㈠　前ラウンドの特定入札が二以上ある単位　当該単位の前ラウンドの提示価額

㈡　㈠以外の単位　当該単位の前ラウンドの退出入札（特定入札となった退出入札を除く。㈡において同じ。）のうち最も高い金額を申し出たものの金額（当該単位の前ラウンドの退出入札がない場合には当該単位の前ラウンドの開始価額）

３　初回のラウンドの各単位の提示価額は、各単位の最低落札価額とし、二回目以降の各ラウンドの各単位の提示価額は、次の㈠及び㈡に掲げる単位の区分に応じ、それぞれ当該㈠及び㈡に定める金額とする。

㈠　前ラウンドの特定入札が二以上ある単位　当該単位の前ラウンドの提示価額に当該単位の最

低落札価額に五分の一を乗じて得た金額を加えた金額

㈡　㈠以外の単位　当該単位の前ラウンドの提示価額

4　四3の規定による撤回申出が行われ、当該撤回申出を伴う退出入札の対象となった単位で特定入札がない場合には、当該単位の当該退出入札が提出されたラウンドの次のラウンドの開始価額及び提示価額は、2及び3の規定にかかわらず、当該退出入札が提出されたラウンドの開始価額の金額とする。

四　参加者の入札に関する事項

1　参加者は、初回のラウンドにあっては新規継続入札、二回目以降の各ラウンドにあっては継続入札、退出入札又は新規継続入札を単位ごとに提出することができる。（注一）（注二）

2　二回目以降の各ラウンドにおいて、参加者が前ラウンドで特定入札を提出した単位に対して継続入札又は退出入札を提出しなかった場合、その参加者は、当該単位に対して開始価額を申し出る退出入札を提出したものとみなす。

3　参加者は、三回目以降の各ラウンドにおいて、次に掲げる条件のいずれも満たす場合に限り、前ラウンドで特定入札を提出した単位に対して開始価額を申し出る退出入札を提出するとともに、総務大臣に対して当該退出入札を特定入札としないことを希望する旨を申し出ること（以下「撤回申出」という。）ができる。

㈠　撤回申出が対象とする退出入札を提出しようとする単位の周波数が二六・八GHzを超え二七・〇GHz以下であること。

㈡　撤回申出をしようとする参加者が撤回申出をしようとするラウンドよりも前のラウンドにおいて撤回申出をしていないこと。

㈢　撤回申出が対象とする退出入札を提出しようとする単位の市町村が、撤回申出をしようとする参加者が撤回申出をしようとするラウンドよりも前のラウンドにおいて提出した退出入札（特定入札とならなかったものに限る。）が対象とする単位の市町村に隣接していること。

4　撤回申出をする参加者は、1の規定にかかわらず、当該撤回申出をするラウンドにおいて新規継続入札を提出することができない。

五　ポイント数の算定に関する事項

1　各単位の単位ポイント数は、各単位の最低落札価額を千円につき一ポイントの率で換算した数とする。

2　初回のラウンドにおける各参加者の保有ポイント数は、各参加者が提供した保証金の金額を百円につき一ポイントの率で換算した数とする。

3　二回目以降の各ラウンドにおける各参加者の保有ポイント数は、各ラウンドの前ラウンドにおける各参加者の特定入札が対象とする単位の単位ポイント数の総和とする。

六　参加者が提出した入札の審査及び処理に関する事項

1　総務大臣は、各ラウンドが終了した後、各ラウンドにおいて参加者が提出した入札が本価額競争実施指針の規定に適合しているかどうかを審査する。

2　総務大臣は、参加者が提出した入札が本価額競争実施指針の規定に適合していないときは、その入札を提出した参加者に対し、その提出した入札の修正を指示することができる。

3　総務大臣は、本価額競争実施指針の規定に適合していると認められる入札のうち、次の㈠から㈢までに掲げるラウンドの区分に応じ、それぞれ当該㈠から㈢までに掲げるものを特定入札とする。

㈠　初回のラウンド　参加者ごとに抽選により定められた順にその参加者が提出した新規継続入札が対象とする単位の単位ポイント数を合計していき、その参加者の保有ポイント数を超えない範囲内でその合計が最も大きくなるときの新規継続入札

㈡　二回目のラウンド　継続入札、次の⑴に掲げる退出入札及び次の⑵から⑷までに掲げる新規継続入札

⑴　次のいずれも満たす退出入札

ア　退出入札を提出した単位に継続入札及び⑵から⑷までの規定に該当する新規継続入札が提出されていないこと。

イ　同一の単位に提出された退出入札のうち最も高い金額を申し出たもの（最も高い金額を申し出たものが二以上ある場合には、それらの中から抽選により選定されたもの）であること。

⑵　参加者ごとに抽選により定められた順にその参加者が提出した新規継続入札が対象とする単位の単位ポイント数を合計していき、その参加者の保有ポイント数からその参加者が提出した継続入札及び次のいずれも満たす退出入札が対象とする単位の単位ポイント数を差し引いて得たポイント数を超えない範囲内でその合計が最も大きくなるときの新規継続入札

ア　退出入札を提出した単位に継続入札が提出されていないこと。

イ　同一の単位に提出された退出入札のうち最も高い金額を申し出たもの（最も高い金額を申し出たものが二以上ある場合には、それらの中から抽選により選定されたもの）であること。

⑶　⑵に該当する新規継続入札を継続入札とみなしたときに新たに⑵に該当することとなる新規継続入札。ただし、参加者ごとに抽選により定められた順は⑵と同じとする。

⑷　新たに⑵に該当することとなる新規継続入札が生じなくなるまで⑶の規定を準用して選定を繰り返した場合における新規継続入札。この場合において、⑶の「⑵に該当する新規

継続入札」とあるのは、「⑵に該当する新規継続入札及びその後新たに該当することとなった新規継続入札」と読み替えるものとする。

㈢　三回目以降のラウンド　継続入札、次の⑴に掲げる退出入札及び次の⑵から⑷までに掲げる新規継続入札

⑴　次のいずれも満たす退出入札

ア　撤回申出を伴わないこと。

イ　退出入札を提出した単位に継続入札及び⑵から⑷までの規定に該当する新規継続入札が提出されていないこと。

ウ　同一の単位に提出された退出入札（撤回申出を伴わないものに限る。）のうち最も高い金額を申し出たもの（最も高い金額を申し出たものが二以上ある場合には、それらの中から抽選により選定されたもの）であること。

⑵　参加者ごとに抽選により定められた順にその参加者が提出した新規継続入札が対象とする単位の単位ポイント数を合計していき、その参加者の保有ポイント数からその参加者が提出した継続入札及び次のいずれも満たす退出入札が対象とする単位の単位ポイント数を差し引いて得たポイント数を超えない範囲内でその合計が最も大きくなるときの新規継続入札

ア　撤回申出を伴わないこと。

イ　退出入札を提出した単位に継続入札が提出されていないこと。

ウ　同一の単位に提出された退出入札（撤回申出を伴わないものに限る。）のうち最も高い金額を申し出たもの（最も高い金額を申し出たものが二以上ある場合には、それらの中から抽選により選定されたもの）であること。

⑶　⑵に該当する新規継続入札を継続入札とみなしたときに新たに⑵に該当することとなる新規継続入札（ただし、参加者ごとに抽選により定められた順は⑵と同じとする。）

⑷　新たに⑵に該当することとなる新規継続入札が生じなくなるまで⑶の規定を準用して選定を繰り返した場合における新規継続入札。この場合において、⑶の「⑵に該当する新規継続入札」とあるのは、「⑵に該当する新規継続入札及びその後新たに該当することとなった新規継続入札」と読み替えるものとする。

七　ラウンドの入札受付結果等の開示に関する事項

総務大臣は、六による審査及び処理を行った後、全ての参加者に対して各単位の特定入札の数並びに次のラウンド（次のラウンドを設ける場合に限る。）の各単位の開始価額及び提示価額を開示するとともに、参加者ごとに参加者の特定入札が対象とした単位及び当該単位に対して申し出た金額を開示することとする。

八　落札者及び落札金の額に関する事項

各単位の落札者は、最後に設けたラウンドにおいて各単位に特定入札を提出した者とし、各単位の落札金の額は、各単位の落札者が各ラウンドにおいてその単位に対して申し出た金額のうち最も高いものとする。

九　二から八までに掲げる事項のほか、価額競争の実施に関する事項については、総務大臣の定めるところによる。

注一　退出入札は、十の倍数となる金額を申し出ること。

二　参加者は、各ラウンドにおいて一の単位につき二以上の入札を行ってはならないこと。

別表第五　認定特定高周波数無線局開設者が遵守しなければならない条件

一　認定特定高周波数無線局開設者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

1　第八項に規定する期限までに特定高周波数無線局を開設すること。

2　別表第二の二1から7までに掲げる事項について、本価額競争実施指針の規定及び申請書に記載した計画に基づく必要な対策（別表第二の二4から7までに掲げる事項にあっては当該対策を実施するための体制の整備を含む。）を講じること。

3　既存全国事業者を合併若しくは分割（無線局をその用に供する事業の全部を承継させるものに限る。）又は無線局をその用に供する事業の全部の譲渡しの相手方としないこと。

４　全国認定特定高周波数無線局開設者にあっては毎年度の四半期ごと（認定日から起算して三年を経過した日までの間は、毎年度の半期ごと）、地域認定特定高周波数無線局開設者にあっては毎年度の半期ごと（認定日から起算して五年を経過した日までの間は、毎年度ごと）、又は総務大臣から求めを受けた場合に、特定高周波数無線局の開設、この表に規定する条件の遵守その他周波数の利用に関する状況を示す書類を総務大臣に提出すること。

二　全国認定特定高周波数無線局開設者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

１　認定日から起算して九年を経過した日までに全ての都道府県に一以上の全国特定高周波数無線局（基地局及び陸上移動中継局に限る。）を開設すること。

２　認定日後新たに既存全国事業者にあっては他の既存全国事業者と別表第三の三２㈠から㈥までに掲げる者、既存全国事業者以外の者にあっては既存全国事業者と別表第三の三２㈠及び㈣から㈥までに掲げる者と同等の関係となってはならないこと。

三　地域認定特定高周波数無線局開設者（既存全国事業者と別表第三の三２㈠から㈥までに掲げる者と同等の関係であるものに限る。）は、次に掲げる事項その他当該既存全国事業者が提供する電気通信役務を補完することを目的として、又は実質的に補完する形態で地域特定高周波数無線局を運用することを行ってはならない。ただし、当該地域特定高周波数無線局に係る電気通信設備の接続、共用又は卸電気通信役務の提供について当該既存全国事業者とそれ以外の者とで不当な差別的取

扱いを行うことを防止するために必要な措置を講じている場合は、この限りではない。

1　当該地域認定特定高周波数無線局開設者の地域特定高周波数無線局（基地局及び陸上移動中継局に限る。）が当該既存全国事業者の陸上移動局を通信の相手方とする通信を行うこと。

2　当該地域認定特定高周波数無線局開設者の地域特定高周波数無線局（基地局及び陸上移動中継局に限る。）が当該既存全国事業者の陸上移動局の無線設備と同一の筐体に収められている無線設備を使用する当該地域認定特定高周波数無線局開設者の地域特定高周波数無線局（陸上移動局に限る。）を通信の相手方とする通信を行い、当該既存全国事業者又は当該既存全国事業者の利用者に電気通信役務を提供すること。